

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 12 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 3 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 10 月 10 日 午後 4 時 30 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 10 月 15 日 午前 10 時 00 分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 10 月 29 日 午後 1 時 30 分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 10 月 16 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 10 月 22 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 9 月 12 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までです。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | さぬき市造田是弘字乙沢福 |
| | 地 番 | 1 6 5 1 番 2 8 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 8 . 4 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | さぬき市造田是弘字乙沢福 1 6 5 1 番地 2 8 5 |
| | 家屋 番号 | 1 6 5 1 番 2 8 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6 . 3 2 平方メートル
2 階 5 7 . 0 3 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年 8月14日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | さぬき市造田是弘字乙沢福 |
| | 地 番 | 1 6 5 1 番 2 8 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 8 . 4 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | さぬき市造田是弘字乙沢福 1 6 5 1 番地 2 8 5 |
| | 家屋 番号 | 1 6 5 1 番 2 8 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 6 . 3 2 平方メートル
2 階 5 7 . 0 3 平方メートル |



令和7年(ケ)第39号
令和7年6月24日受理
令和7年7月14日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 竹村 優 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 さぬき市造田是弘字乙沢福
地 番 1651番285
地 目 宅地
地 積 218.47平方メートル
- 2 所 在 さぬき市造田是弘字乙沢福1651番地285
家屋 番号 1651番285
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造スレートぶき2階建
床 面 積 1階 66.32平方メートル
2階 57.03平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	香川県さぬき市造田是弘1651番地285		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■B (債務者兼所有者の母親)	1 私は、本件物件1, 2土地建物所有者Aの母親です。 2 息子Aは、現在は事情があつて県外にいます。本件物件2建物で息子は家族で暮らしていたのですが、色々あつて現在は1人で暮らしている状態です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
 - 2 さぬき市役所及び香川県長尾土木事務所での調査では、本件土地は都市計画区域内の非線引区域に存在し、東側を幅員約6mのさぬき市道（建築基準法42条1項1号道路）に接道している。
 - 3 物件1土地の範囲については、現況上明らかである。14条1項地図及び地積測量図が存在している。
 - 4 物件2建物については、経年（築後約12年経過）劣化が見受けられる。特段に不具合箇所は見受けられなかった。物件2建物の給湯システムはエコキュートで、キッチンにはIHクッキングヒーターが設置されている。本件建物はいわゆる電化住宅である。
 - 5 物件2建物北側に設置されている給湯システムのエコキュートには、四電エナジーサービス株式会社のリース票が貼付されていた。四電エナジーサービス株式会社の担当者の陳述によると、「本件物件2建物で利用されている電気温水器は当社のリース物件です。競売で本件土地建物を購入された方が、電気温水器を引き続いて利用される場合には、当社に申請をしていただければと思います。必要がない場合には撤去をさせていただくことになります。ただ、本件リース契約は当初の10年を過ぎ5年の再延長期間に入っています。機器類も古くなっていますので、現在のものを更新されるか否かはご検討された方がよろしいかと思います。ご連絡をお待ちしています。」とのことであった。
- ※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

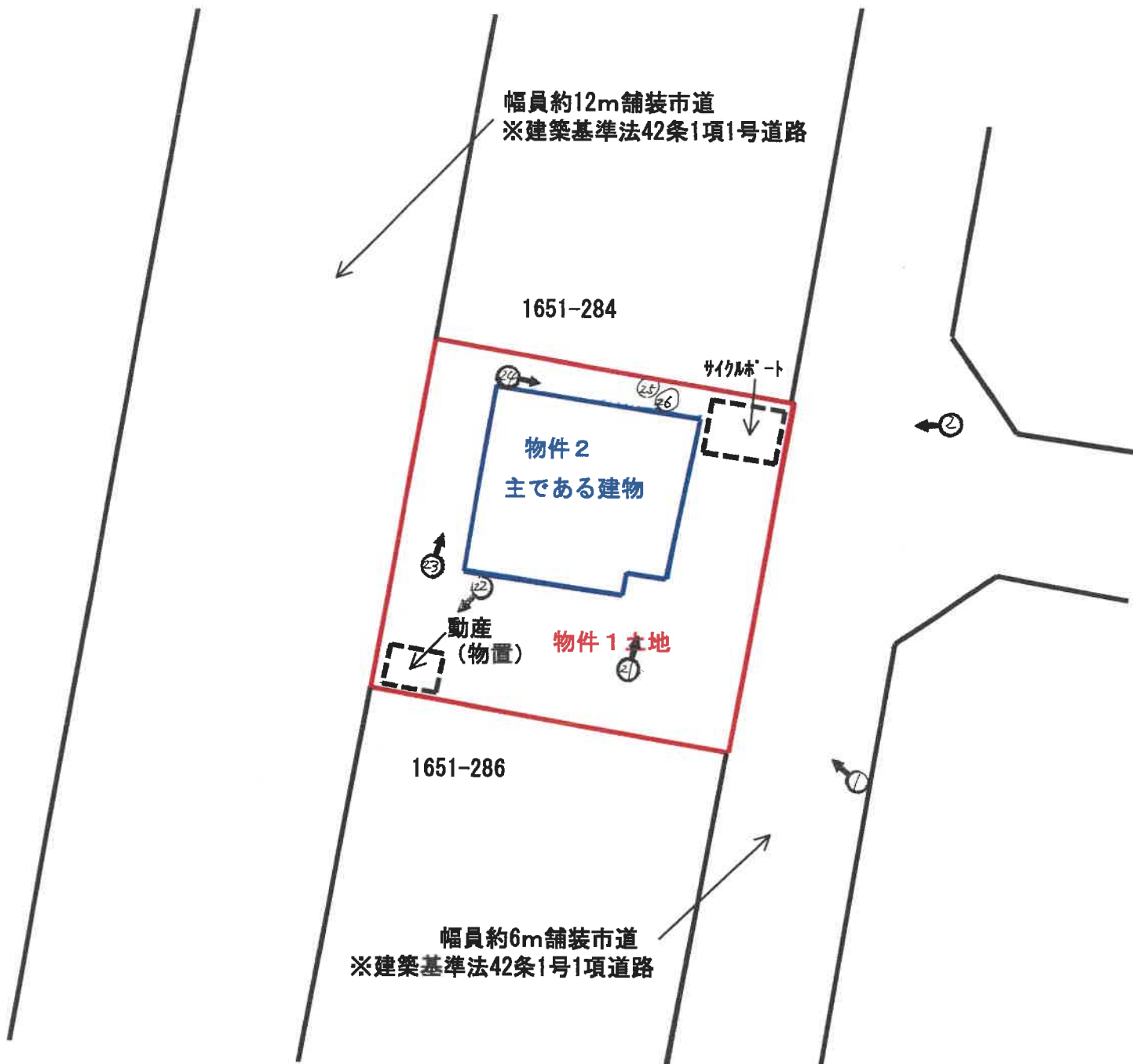
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年6月30日(月) 11:40-12:00	法務局(寒川出張所)	公図公簿等閲覧等調査
令和7年6月30日(月) 12:15-12:25	さぬき市津田町津田 香川県広域水道企業団東 讃ブロック統括センター	上水道関係調査
令和7年6月30日(月) 13:00-13:30	さぬき市役所	公法上の規制等調査
令和7年6月30日(月) 13:45-14:05	物件所在地	接道外観等調査
令和7年7月1日(火) 16:40-17:00	高松市役所	Bの戸籍附票調査
令和7年7月2日(水) 13:00-13:10	高松市高松町 B宅	B宅訪問、不在
令和7年7月5日(土) 18:50-19:00	高松市高松町 B宅	Bから事象聴取
令和7年7月8日(火) 13:00-13:10	さぬき市長尾東 香川県長尾土木事務所	公法上の規制等調査
令和7年7月8日(火) 13:40-14:40	物件所在地	立入調査 評価人同行
令和7年7月14日(月) 9:00-9:10	当庁(電話)	四電エナジーサービス株式会社から事情聴取
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7年 7月 8日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

S ≒ 1 / 250



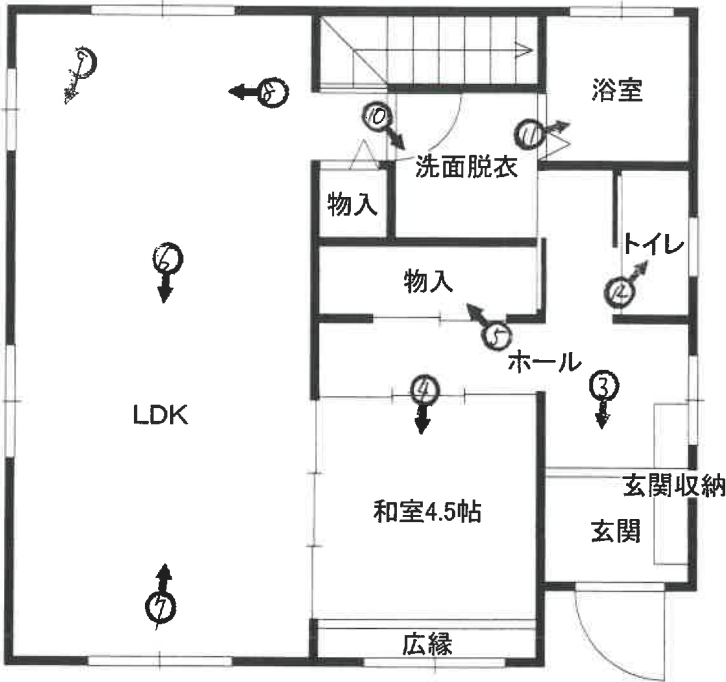
（注）概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。

隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

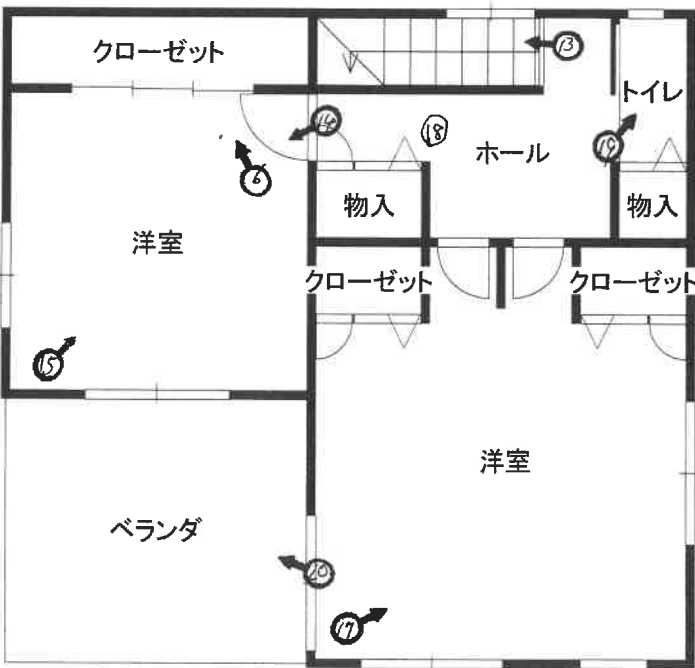
建物間取図(概略)

物件 2
主である建物

1階



2階



(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。

(7 枚目)



写真撮影位置・方向



1



受命物件の状況

物件 2

2



物件 1

さぬき市道（建築基準法 4 2 条 1 項 1 号道路）



物件2建物の玄関内の状況

4



物件 2 建物の 1 階和室の状況

5



物件 2 建物の 1 階和室北側の物入の状況

6



物件 2 建物の 1 階 LDK の状況

7



物件 2 建物の 1 階 LDK の状況

8



物件2建物の1階キッチンの状況

9



物件2建物の1階キッチンのIHクッキングヒーターの設置状況

1 0



物件 2 建物の 1 階洗面脱衣所の状況

1 1



物件 2 建物の 1 階浴室の状況

1 2



物件 2 建物の 1 階トイレの状況

1 3



物件 2 建物の階段の状況

1 4



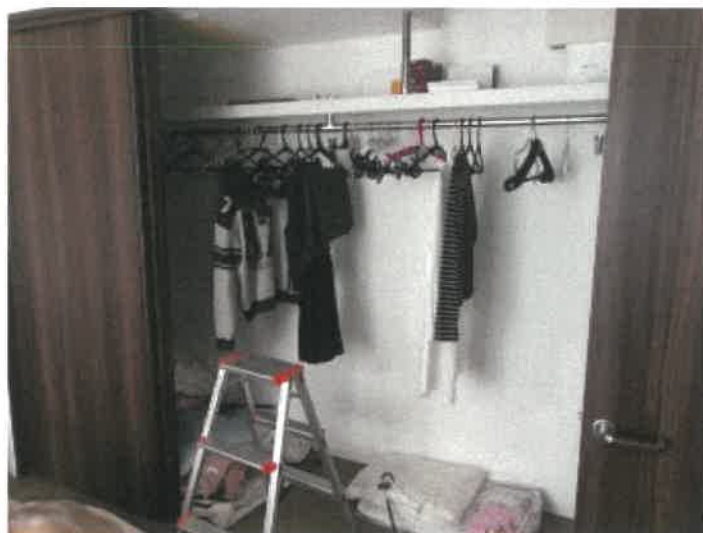
物件 2 建物の 2 階西側洋室の状況

1 5



物件 2 建物の 2 階西側洋室の状況

1 6



物件 2 建物の 2 階西側洋室のクローゼット内の状況

1 7



物件 2 建物の 2 階東側洋室の状況

18



物件2建物の2階ホールの天井の点検口周辺の養生テープの状況

19



物件2建物の2階トイレの状況

20



物件2建物の2階バルコニーの状況

2 1



物件 2 建物の玄関付近の状況

2 2



物件 1 土地南西角付近のスチール製物置（動産）の状況

2 3

物件 2



物件 2 建物の西側の状況

2 4

物件 2



物件 2 建物の北側の状況

2 5



物件 2 建物の北側のエコキュートのリース票の状況

2 6



物件 2 建物の北側のエコキュートのリース票の状況

令和7年（ケ）第39号
令和7年7月8日 現地調査
令和7年7月15日 評価



高松地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
吉 駟 征 司

第1 評価額

一括価格	
金 8, 1 4 0, 0 0 0 円	
内訳価格	
物件 1 (土地)	金 1, 6 2 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 6, 5 2 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1、2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は、物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して、競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	さぬき市造田是弘字乙沢福 1 6 5 1 番 2 8 5 宅地 2 1 8 . 4 7 m ²	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	さぬき市造田是弘字乙沢福 1 6 5 1 番地 2 8 5 1 6 5 1 番 2 8 5 居宅 軽量鉄骨造スレートぶき 2 階建 1 階 6 6 . 3 2 m ² 2 階 5 7 . 0 3 m ² 延 1 2 3 . 3 5 m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R高徳線「オレンジタウン」駅の南東方約400m（直線距離） コミュニティバス「J Rオレンジタウン駅東側」バス停の南東方約 340m（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	受命物件の存する近隣地域はさぬき市中心部より南方郊外の旧長尾 町造田是弘地区に位置し、中規模戸建住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地 域を形成している。当該地域においては200㎡程度の敷地に2階 建程度の住宅等としての使用を標準的使用とする。郊外では人口減 少等の影響を受け、需要は低調で地価は下落傾向で推移している。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 用途無指定地域 70% 200% — 特になし
画 地 条 件	面 積 218.47㎡ 間 口 約14.6m 奥 行 約15.0m 形 状 ほぼ正方形 地 勢 普通	
接面道路の状況	東側で現況幅員約6m舗装市道（オレンジタウン長尾4号線、建築 基準法42条1項1号道路）とほぼ等高に、西側で幅員約12m舗 装市道（オレンジタウン幹線、建築基準法42条1項1号道路）よ り、約1.5m高く接面する。系統・連続性は普通程度。西側市道 からは高低差により進入できない。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	物件2建物の敷地として利用されている。隣接不動産の状況は北側 住宅、西側上記市道を介して雑種地等、南側住宅、東側上記市道を 介して空地（同一団地内空区画）である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 有 ガス配管 引込可 下 水 道 有	
特 記 事 項	・ 物件1土地の範囲は、現況上明らかである。14条1項地図及び 地積測量図が存在している。 ・ 物件1土地南西角付近にはスチール製物置（動産）が存在してい る。また、物件1土地北東角付近にはサイクルポート（土地定着 性あり）が存在している。 ・ 土壌汚染については閉鎖登記簿、過去地図等による対象地の地歴 調査、埋蔵文化財についてはさぬき市生涯学習課において周知の 埋蔵文化財包蔵地の確認等を行ったが、特段の事項は確認されな かったので、これらの要因については考慮外として評価する。な お、土壌汚染の有無等の詳細は専門機関の調査を要する。 ・ 当該物件の占有等の権利関係については現況調査報告書参照。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成25年2月20日新築 経過年数 約12年 経済的残存耐用年数 約8年
仕 様	構 造 軽量鉄骨造 屋 根 スレート葺 外 壁 サイディング 内 壁 クロス貼り、パネル貼り等 天 井 クロス貼り、パネル貼り等 床 フローリング、タタミ、ビニールタイル等 設 備 電気、給排水等 その他 電化住宅
床面積(現況)	1階66.32㎡、2階57.03㎡、合計123.35㎡である。
現 況 用 途 等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り （添付間取図参照）
品 等	中位
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
そ の 他	・物件2建物については、経年（築後約12年経過）劣化が見受けられる。特段に大きな不具合箇所は見受けられなかった。物件2建物の給湯システムはエコキュートで、キッチンにはIHクッキングヒーターが設置されている。本件建物は電化住宅である。 ・物件2建物北側に設置されている給湯システムのエコキュートには、リース会社のリース票が貼付されていた。当該リース会社の担当者の陳述によると、「本件物件2建物で利用されている電気温水器は当社のリース物件です。競売で本件土地建物を購入された方が、電気温水器を引き続いて利用される場合には、当社に申請をしていただければと思います。必要がない場合は撤去をさせていただきますこととなります。ご連絡をお待ちしています。」とのことであった。 ・設備については、使用可能かどうかは不明である。 ・当該物件の占有等の権利関係については現況調査報告書参照のこと。 ・対象建物については、吹付けアスベスト等及びアスベスト含有建材（成形板、仕上塗材等）が使用されている可能性は低い。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	24,500	1.01	218.47	1.0	5,406,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 さぬき-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$22,900 \text{ 円/㎡} \times 99.5/100 \times 100/100 \times 100/93 \approx 24,500 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：……補正の必要はない。

◇地域格差：……街路条件（幅員等）▲1%、交通接近条件（最寄駅への接近性）▲3%、行政条件（容積率等）▲3%（相乗値）

イ 個別格差：……二方路+1%

ウ 地積：……登記数量による。

エ 建付減価：……必要なし

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費を比準し、住宅設備の状況等をも勘案して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価 率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	154,000	123.35	0.43	8,168,000

ウ 現価率：経過年数12年、経済的残存耐用年数8年、残価率5%とした定額法及び観察減価法（必要なし）を併用して下記のとおり査定した。

$$\cdot \text{現価率} = \left[0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{8}{12 + 8} \right] \times \overset{\text{観察減価}}{(1 - 0.0)} = 0.43$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	5,406,000	0.50	法定地上権	2,703,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	5,406,000	-2,703,000		1.0	0.6	1,620,000
2	8,168,000	+2,703,000	1.0	1.0	0.6	6,520,000
一括価格 (合計)						8,140,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 さぬき－1

所 在：さぬき市志度字稻荷越5006番88
価 格：22,900円／ m^2
位 置：JR高徳線「志度」駅の南東方約2.5km（道路距離）
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：222 m^2
供給処理施設：水道、ガス、下水
接 面 街 路：西側5.4m市道
用 途 指 定 等：（都）1低専（60、100）
地 域 の 概 要：中規模一般住宅が多い郊外の閑静な住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

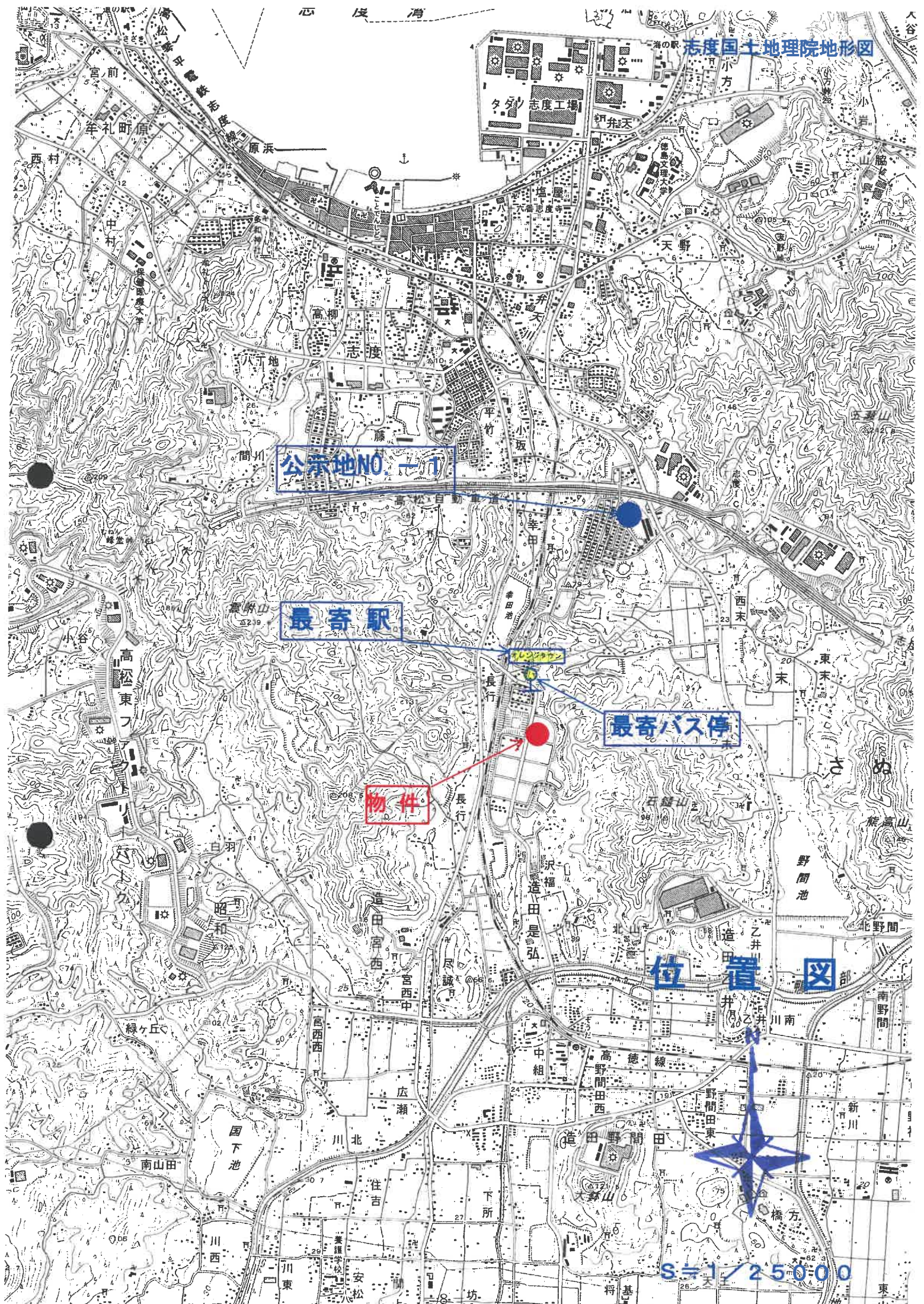
物件1：3,849,004円
物件2：7,975,971円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

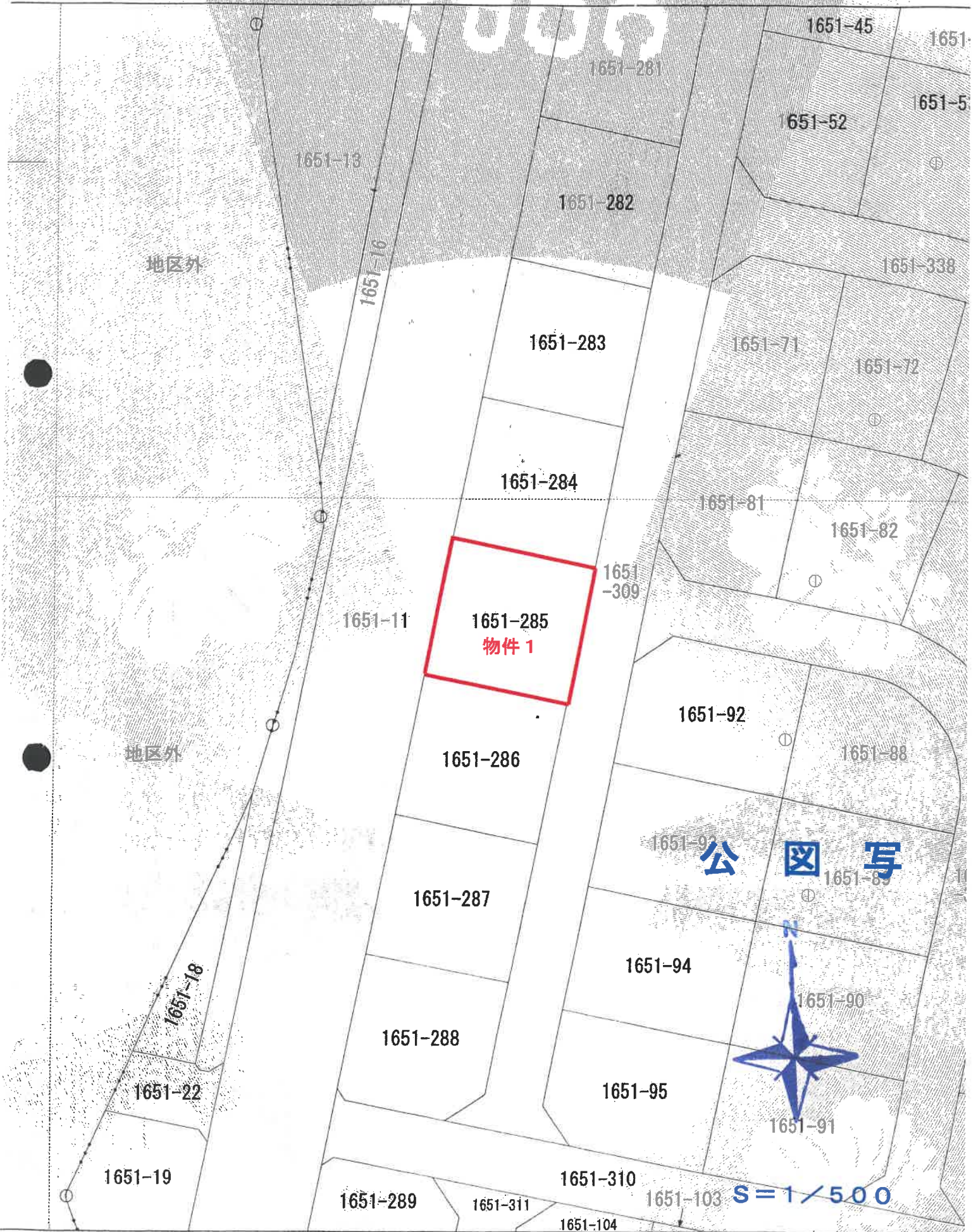
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上



位置図

S=1/250,000



登記年月日：平成10年11月18日

公用

2008228

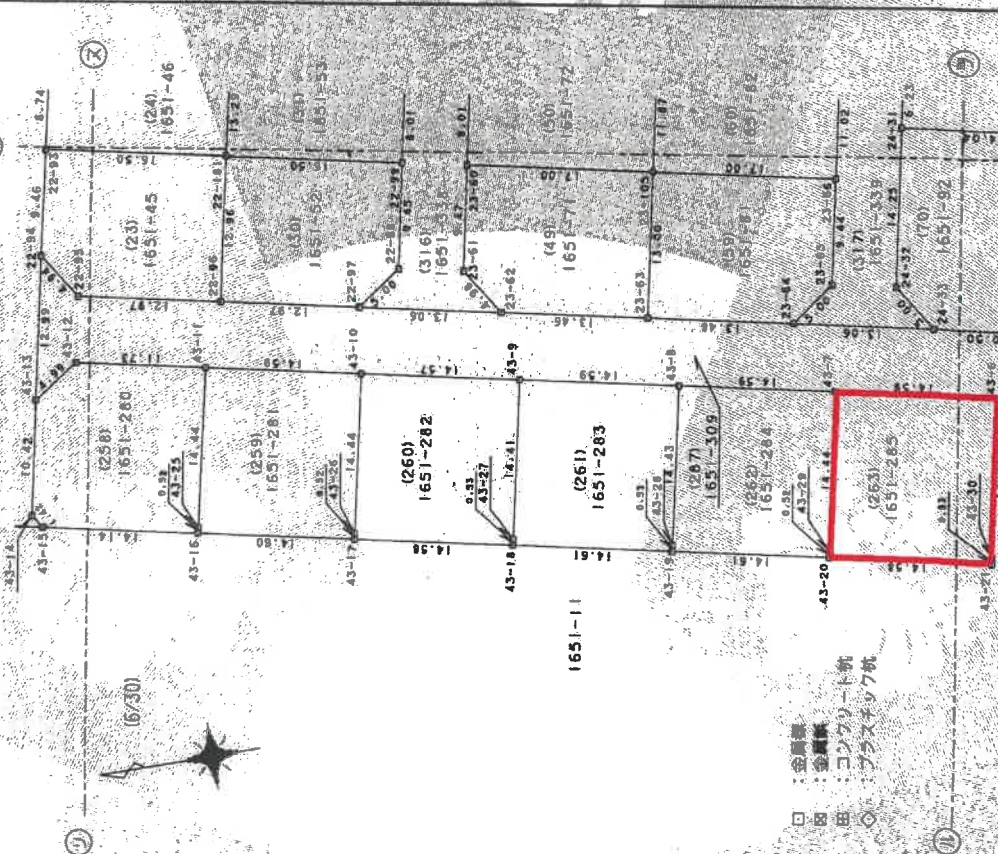
1枚目と同様

地積測量図 (8/119)

地番
1651-1
-24-356

土地の所在
大井郡長島町道田是野字乙沢権
さぬき市道田是弘

(附録八号)



金庫
金庫
コンクリート杭
プラスチック杭

平成10年11月18日登記

作製者

申請人

縮尺 500

物件 1

縮小版

登記年月日：平成10年11月18日

公用

2008303

1枚目と同様

地番
165-1-1
24-356

地積測量図

(83/119)

土地の所在
大分県高松市高松区高松

地積測量図

地番	(265) 165-1-285	測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距	面
43-6		143826.686	63032.995	717536.531100		14.59	
43-7		143842.995	63035.470	1087013.243330		14.44	
43-28		143845.325	63041.330	192086.922510		0.52	
43-28		143846.042	63040.820	-894107.350060		14.58	
43-21		143831.742	63037.936	-909448.302672		0.53	
43-30		143831.615	63036.752	-192643.509312		14.44	
			合算値	436.948896			
			地積	218.474480			
				218.47	m		

地番	(265) 165-1-286	測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距	面
43-9		143814.378	63049.687	718388.133678		14.60	
43-10		143826.686	63052.995	1086837.580015		14.44	
43-30		143831.615	63038.452	192645.509312		0.53	
43-21		143831.742	63037.936	-895075.653264		14.61	
43-22		143817.416	63035.054	-910856.530300		0.52	
43-31		143817.292	63035.563	-191502.040394		14.42	
			合算値	436.998047			
			地積	218.498235			
				218.49	m		

地番	(265) 165-1-287	測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距	面
43-4		143800.071	63046.812	715707.409824		14.59	
43-5		143814.378	63049.687	1085778.658827		14.42	
43-31		143817.292	63035.563	191502.040394		0.52	
43-22		143817.416	63035.054	-899258.080364		14.67	
43-23		143803.026	63032.156	-1093292.749820		14.95	
			合算値	437.283861			
			地積	218.5419305			
				218.54	m		

地番	(265) 165-1-288	測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距	面
43-1		143787.993	63030.182	-211214.032882		10.42	
43-2		143785.923	63040.377	44002.183146		4.99	
43-3		143788.681	63041.535	891954.081180		11.60	
43-4		143800.071	63046.812	903776.030028		14.95	
43-23		143803.026	63032.156	-680558.188332		14.03	
43-24		143789.274	63029.342	-947520.098268		11.52	
			合算値	439.958868			
			地積	219.9774330			
				219.97	m		

作製者

申請人

縮尺

物件 1

縮小版

請求番号：3-2 (83/119)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(高松法務局寒川出張所管轄)
令和7年6月30日 高松法務局

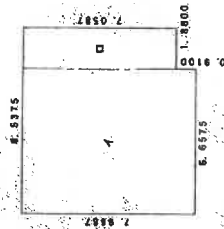
各階平面図

家屋番号 1-651-285

建物図面
各階平面図

建物の所在 ざぬき市道田邊弘字乙沢澤 1651番地285

1 階

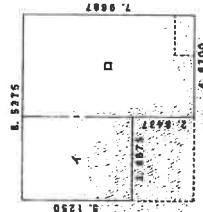


求積表

イ 7.9687 × 0.6675 = 53.05102025
ロ 7.0587 × 1.6800 = 13.27035600

合計 66.32197625
床面積 66.32 m²

2 階



求積表

イ 9.1250 × 3.8675 = 35.293750
ロ 7.9687 × 4.8700 = 38.807650

合計 74.101400
床面積 74.10 m²

作製者

減尺 1/250

申請人

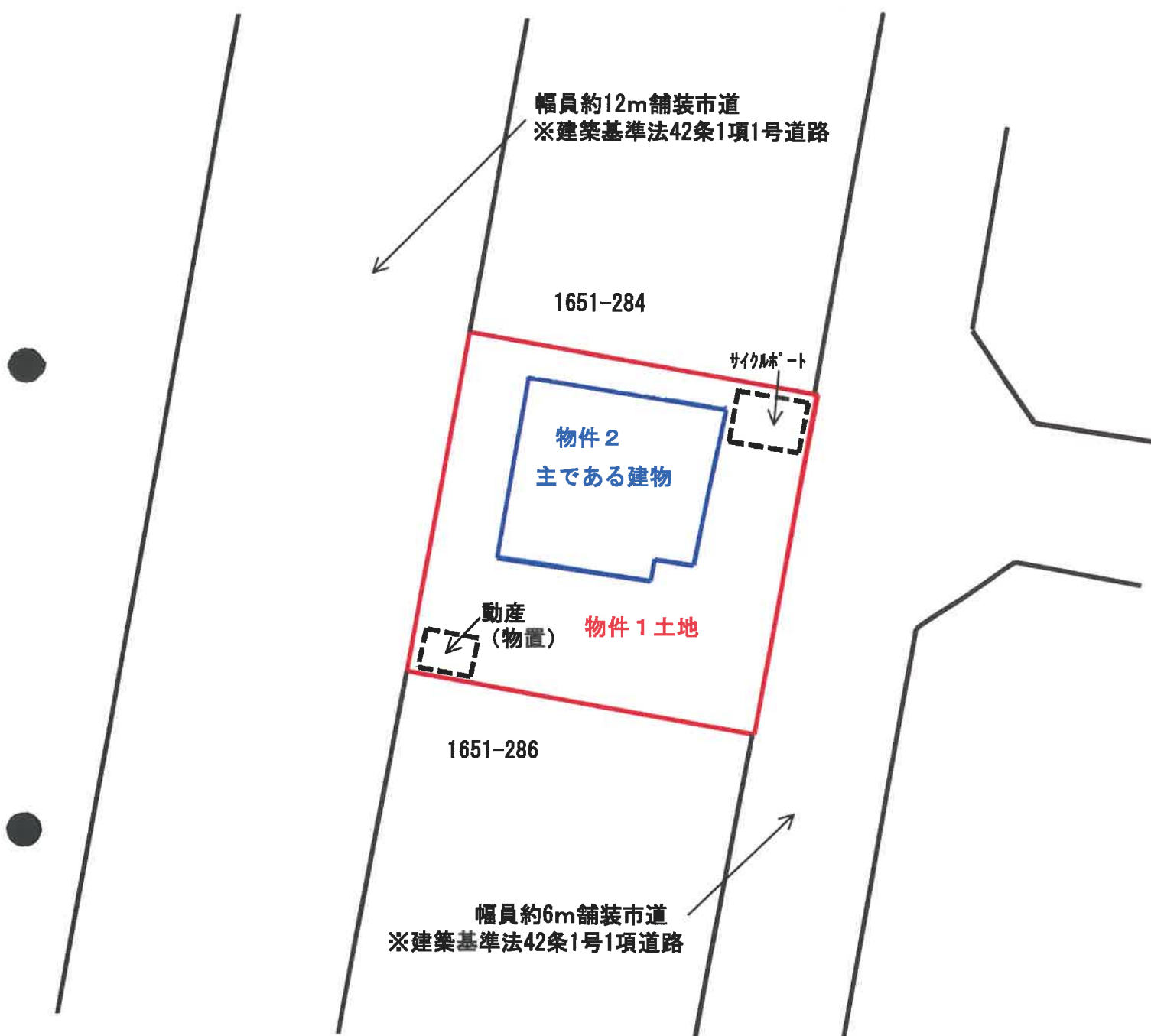
減尺 1/500

物件 2

縮小版

土地建物位置関係図（概略）

S ≒ 1 / 250



（注）概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。

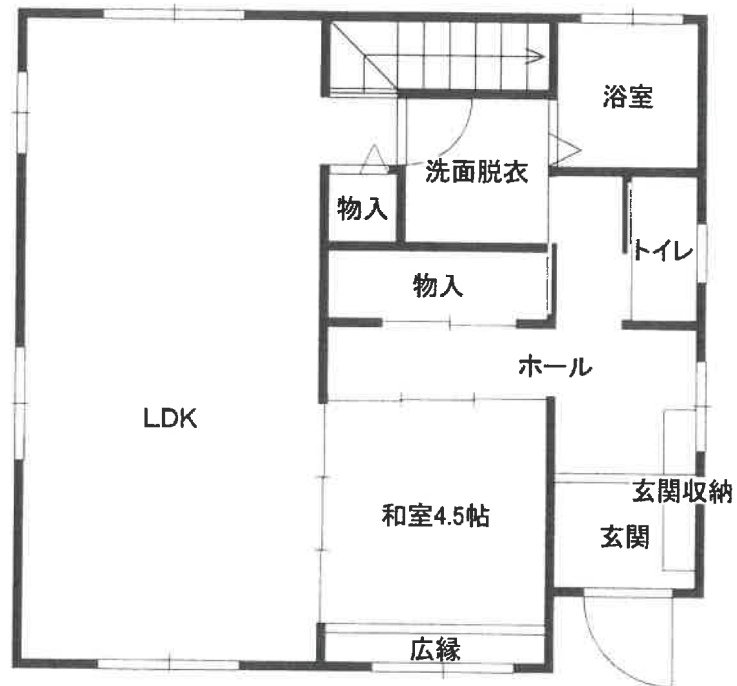
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。



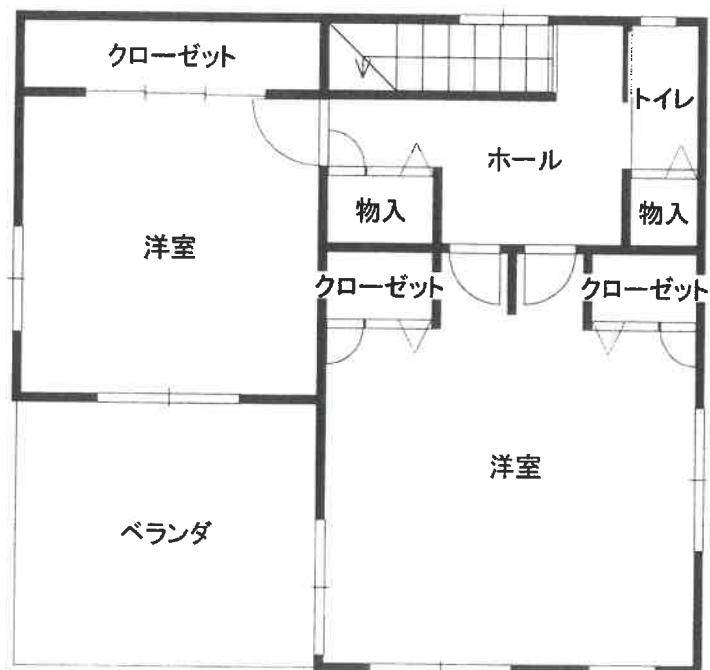
建物間取図(概略)

物件 2
主である建物

1階



2階



(注)概略図であり、現況と相違する場合がある。

